

Vol
75
2022

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)の開催結果
- 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！
- 農林水産省YouTubeチャンネルと動画でコラボ。～立ち直り応援基金～
- オンラインによる在留手続の対象を更に拡大します！
- 記者が行く！～法務省の新しいキャラクター「トウキツネ」～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



《特集記事》

- 01 「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」
(Col-YF)の開催結果
- 04 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！
- 08 農林水産省YouTubeチャンネルと動画でコラボ。
～立ち直り応援基金～
- 09 オンラインによる在留手続の対象を更に拡大します！
- 12 国際知財司法シンポジウム2021を開催しました！
- 15 特別機動警備隊(SeRT)の熱海市への派遣について
- 17 アジ研による初めてのオンライン国際研修(汚職防止)について
- 19 未来の国際協力人材求む！

《常設記事》

- 21 お答えします
～インターネット上で誹謗中傷を受けた場合、どうしたらいいの？～
- 24 記者が行く！～法務省の新しいキャラクター「トウキツネ」～

《連載記事》

- 26 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.55
～法テラス・サポートダイヤル利用件数500万件突破！～
- 27 法制度整備支援の現場から
- 29 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.11
～庁舎管理室総務係, 経理係, 警備係, 施設・設備係～

「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)の開催結果

令和3年10月9日(土)及び同月10日(日)の2日間,東京国際フォーラムにおいて,「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(英語名:The 1st Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness, 略称:Col-YF)が開催されました!

開会式では,古川禎久法務大臣による開会挨拶のあと,御臨席賜った承子女王殿下からお言葉をいただき,続いて,国連薬物・犯罪事務所(UNODC)のジョン・ブランドリーノ条約局長からビデオメッセージをいただきました。



古川禎久法務大臣



ジョン・ブランドリーノUNODC条約局長

開会式後のオープニングアクト兼基調講演では、東京パラリンピックの閉会式でも演奏したピアニストの西川悟平氏に、「七本指のピアニスト - 夢を言葉にし続けることで奇跡は起こる」のテーマの下、講演をしていただきました。



西川悟平氏



西川悟平氏

ユースフォーラムには、41か国から約120名のユースが来場またはオンラインのいずれかで参加し、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマの下、2つの分科会に分かれ、それぞれ、「成年年齢に達することと社会への参画」、「コロナ後の犯罪防止・刑事司法（包摂的社会の実現に向けた若者の役割）」について議論を行いました。



分科会の様子①



分科会の様子②

この議論の結果については、ユースフォーラムの最後に「勧告」として採択された後、令和3年11月に行われた国連の犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)において提出されました。

「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を含む京都 kongress の成果展開に関する情報については、以下の専用ウェブサイト又は専用ツイッターをご覧ください。

専用ウェブサイト



※QRコードからアクセスしてください。

専用Twitter



※QRコードからアクセスしてください。

安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました！

令和3年10月15日(金),首相官邸において、「令和3年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式」が行われました。

「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」とは？

この表彰は、安全安心なまちづくりの推進に関して、顕著な功績・功労のあった方々を内閣総理大臣が表彰するもので、年1回、安全安心なまちづくりの日(毎年10月11日)の前後に行われています。

当初は、「防犯活動」の推進において、特に顕著な功績・功労のあった方々を対象とする表彰でしたが、平成30年からは、「再犯の防止等に関する活動」の推進において、特に顕著な功績・功労のあった方々も表彰の対象となりました。

受賞者の方々

令和3年の「再犯の防止等に関する活動」における受賞者は次の方々です。

受賞者	活動概要
谷村新司 様	“社会を明るくする運動”フラッグアーティストとしての活動や「ここをつなぐプロジェクト」の活動 など
堂本暁子 様	「女子刑務所のあり方研究会」の設立等の女子刑事施設の運営改善等に向けた取組 など
野田豊秋 様	少年補導員としての活動や、自身が経営する建設会社における非行少年への就労体験の機会の付与 など
更生保護法人 滋賀県更生保護事業協会 様	休眠預金等活用に関する制度を利用した「更生保護団体による息の長い支援基盤整備事業」の実施 など
新宿区保護司会 様	“社会を明るくする運動”強調月間に合わせた「新宿区広報パレード・式典」の開催 など
特定非営利活動法人 いのちのミュージアム 様	交通犯罪等の犠牲者の等身の大人型パネル等を展示する「 ^{いのち} 生命のメッセージ展」の開催 など
特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク 様	高齢又は障害のある出所者等を対象として、継続的な福祉的支援の実施や調整 など
西区BBS会 様	SNSを活用した同世代の若者に向けた情報発信や、保護司会との連携等の取組 など

受賞者の方々の功績
概要はこちら



※QRコードからアクセスしてください。

1)表彰式当日の様子(古川法務大臣への表敬訪問)

表彰式に先立ち,受賞者の皆さまが法務大臣を表敬訪問されました。

古川法務大臣からは,お祝いの気持ちと,これまでの活動に対する深い感謝を受賞者の皆さまにお伝えしました。



表敬訪問を受ける古川法務大臣



受賞者の皆さまと懇談する古川法務大臣①



受賞者の皆さまと懇談する古川法務大臣②

2)表彰式当日の様子(首相官邸における表彰式)

表彰式は、首相官邸大ホールで行われ、「再犯の防止等に関する活動」の受賞者を代表して、谷村新司様が岸田総理大臣から表彰状を授与されました。

また、全ての受賞者を代表して、堂本暁子様が謝辞を述べられました。



岸田総理大臣による谷村新司様への表彰状授与



堂本暁子様による代表者謝辞



全受賞者との記念撮影

「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに
ご理解とご協力をお願いします。



立ち直れる。その思いをツナグ。

× 立ち直り応援基金 ×



農林水産省YouTubeチャンネルと動画でコラボ。 ～立ち直り応援基金～

農林水産省の大人気YouTubeチャンネル「BUZZMAFF」。

農林水産省のYouTuberの方々にご協力いただき、目下、認知度アップに取り組んでいる「立ち直り応援基金」とのコラボ動画を作成していただきました。

思わず笑えて、でも、立ち直り支援、そして、農福連携のを知ることができる2つの動画をご紹介します。

(1) タガヤセキウシュウ×立ち直り応援基金コラボ動画 「法務省のカレーが美味すぎると聞いたけど？」

法務省の地下にある職員食堂にて、期間限定で提供していた寄付メニュー「立ち直り応援カレー」。刑務所出所者等が農業を通じて立ち直りを目指している「茨城就業支援センター」の訓練生が育てたナスと、立ち直り支援にご協力いただいている農福連携事業者「埼玉福興株式会社」にて育てられたパプリカを使ったカレーで、1食50円が立ち直り応援基金に寄付されます。

そのカレーを、あの大人気の農水YouTuber「タガヤセキウシュウ」の2人が食べにきてくれました。

農林水産省のカレーも美味しいと聞くけれど、法務省の「立ち直り応援カレー」だっけ負けていません。

カレー対決の結果やいかに。
ぜひご覧ください。

※ 動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=mprR0lpBMLQ>


(2) なまらでっかい道×立ち直り応援基金コラボ動画 「農業で立ち直りを目指す少年たちに密着」

北海道農政事務所のYouTuber「なまらでっかい道」さん。少年院を出院した少年たちが、農業訓練を通じて自立を目指す北海道「沼田町就業支援センター」で丸1日の体当たりロケを敢行しました。

少年たちと一緒にになって、椎茸栽培や恒例の「なまらカレー」づくりに挑戦。

センターで過ごす少年たちの生活が、なまらでっかい道さんのユーモア溢れるトーンで伝えられ、でも最後に、少年2人の自立に向けた思いにホロリとする、等身大の温かい動画です。

ぜひご覧ください。

※ 動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=YPsIfcJQ070&list=PLVc03uX0IwZsRYL801Zvmej3XXAC7qHly&index=1>


オンラインによる 在留手続の対象を更に拡大します！

オンラインによる在留手続について

出入国在留管理庁では、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、在留資格手続上のオンライン申請を開始することとされたことを受けて、令和元年7月25日からオンラインによる申請の受付を開始しました。これによって、外国人の方から依頼を受けた、一定の要件を満たす所属機関の職員などが、一部の申請手続や在留資格について、オンラインで申請することができるようになりました。

令和2年3月からは、在留資格手続の更なる円滑化・迅速化のために、対象となる手続に在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請等を追加したほか、対象となる在留資格に「特定技能」を追加するなど、順次対象を拡大してきました。

そして、令和4年3月末までに、マイナンバーカードの個人認証機能を活用することにより、外国人本人の方がオンラインで申請することが可能となります。

オンライン申請のメリット

オンラインで申請する場合、以下のメリットがあります。

- ①地方出入国在留管理官署の窓口に出向く必要はありません。
- ②自宅やオフィスから24時間365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。
- ③オンラインシステムの利用料金はかかりません。
- ④オンラインシステムの利用申出が承認された機関からの申請は、カテゴリ-2に該当するため、提出資料が大きく簡素化されることがあります。
- ⑤在留カードを郵送で受け取ることも可能です。

オンラインによる在留手続 利用ガイド



- ▶ 申請人の方から依頼を受けた利用者の方は、在留申請オンラインシステムを利用することで、オンラインで申請を行うことができます。
- ▶ オンラインで申請した場合、多くのメリットがあります。
- ▶ 本ガイドを御覧いただき、オンライン申請をぜひ御利用ください！！



こんなメリットがあります！

- ① 地方出入国在留管理局の窓口に出向く必要はありません。
- ② 自宅やオフィスから、24時間、365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。
- ③ システムの利用料金はかかりません。
- ④ 在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関からの申請は、カテゴリ-2に該当するため、提出資料が大きく簡素化される場合があります。
- ⑤ 在留カードを郵送でも受領できます。



不要 卒業 証明書	不要 雇用 契約書	不要 登記 事項 証明書	不要 決算 文書 の写し
-----------------	-----------------	-----------------------	-----------------------



更なる対象の拡大

オンラインによる在留手続については、これまで、所属機関の職員の方や弁護士・行政書士の方などが申請することができましたが、令和4年3月末までに、マイナンバーカードをお持ちの外国人の方は、オンラインにより申請することが可能となります。

また、対象となる在留資格に「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」が追加されることになり、更に便利になる予定です。

オンラインによる在留手続のマスコットキャラクター「らすっぴ」

令和3年10月に、オンラインによる在留手続に関するマスコットキャラクターが誕生しました。名前は、オンラインコの「らすっぴ」です。名前は、在留申請オンラインシステムの頭文字である「RAS(online Residency Application System)」が由来です。

オンラインによる在留手続をより多くの皆さまに知っていただけるように頑張ります！



オンラインコの「らすっぴ」

最後に

オンラインによる在留手続の詳細や今後の取組については、決まり次第出入国在留管理庁ホームページに掲載します。

ぜひ、オンラインによる在留手続をご利用ください！

今後も利用者の利便性向上のために、更なる検討を進めていきます。

在留申請のオンライン手続

※オンラインで手続するには、事前に地方出入国在留管理官署での利用申込が必要です。
In order to be able to use the online residence application system, you will first have to submit a request for use to the regional immigration services office.

在留資格	オンラインでの在留資格の更新	在留期間のバリエーション	在留できる方	在留期間中の活動(結婚・出産)
在留期間	在留期間	在留期間・在留資格	在留期間の更新	在留期間
在留資格	在留申請オンラインシステム	オンラインによる在留手続	在留資格の更新	在留期間の更新

お知らせ

- 在留申請オンラインシステムが「より」拡張されたことに関するお問い合わせについて
※ 在留申請オンラインシステムがより拡張されたことに関するお問い合わせはこちら
- オンラインによる在留手続に関するメディア掲載のお知らせ
（掲載日：令和3年11月2日（水））
- オンラインによる在留手続に関するアンケート調査を実施しました。【令和3年10月23日（金）～11月10日（水）までの調査結果はこちら】
- 在留申請オンラインシステムがより拡張されたことに関するお問い合わせについて【令和3年11月2日（水）】
- 在留申請オンラインシステムがより拡張されたことに関するお問い合わせについて【令和3年11月2日（水）】
- 在留申請オンラインシステムがより拡張されたことに関するお問い合わせについて【令和3年11月2日（水）】

オンラインでの在留手続の流れ

- 1 申請人（申請人）の氏名と住所を登録した申請書のほか、オンラインで手続をすることが出来ます。
- 2 申請書は、在留申請オンラインシステムを利用するための必要な「利用申込」を行い、承認を受けてください。
- 3 利用申込の承認を受けた利用書は、在留申請オンラインシステムを利用して在留手続を行うことができます。
- 4 結果は登録されたメールアドレスに通知されます。利用の通知は、在留カードを発行する旨の通知となります。
- 5 申請人は、通知された在留カードを申請書から取り戻します。

出入国在留管理庁ホームページ：オンラインによる在留手続紹介ページはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

国際知財司法シンポジウム2021を 開催しました！

国際知財司法シンポジウム2021について

国際知財司法シンポジウム(Judicial Symposium on Intellectual Property: 通称JSIP(ジェーシップ))とは、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットが平成29年から共同で開催しているもので、国際的な知財紛争の司法判断や近時の知財トピックについて、各国の法曹関係者や政府関係者が模擬裁判やディスカッションを行うものです。本シンポジウムは、海外諸国の制度に関する最新事情を提供する画期的なイベントとして、過去4回の開催で大きな反響を得てきました。

法務省においても、これまでのシンポジウムにおいて、知的財産関係紛争に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識の醸成を通じ、ASEAN地域を含むアジア地域全体の知的財産関係紛争処理能力の向上を図るとともに、同地域に進出する我が国企業への情報提供を目的として、同地域の裁判官等の法曹実務家を本シンポジウムに招き、充実したプログラムを提供してきました。

5回目の開催となる今回のシンポジウムは、「アジアにおける知的財産紛争解決」を全体テーマとして、令和3年10月20日(水)から同月22日(金)にかけて、ウェブ会議形式にて開催され、そのうち、法務省によるプログラムは10月21日(木)に実施されました。

法務省によるプログラムについて

法務省によるプログラムでは、①商標権侵害に関する民事訴訟と、②模倣品に対する行政上のエンフォースメントの2つのセッションを実施しました。

①商標権侵害に関する民事訴訟

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの裁判官をパネリストとして招き、パネルディスカッションを行いました。

まず、國分隆文判事(東京地方裁判所)から、日本における商標権侵害に関する民事訴訟をテーマとした基調講演をいただきました。その後、矢部耕三弁護士(ユアサハラ法律特許事務所)の司会進行の下、板井典子弁護士(青木・関根・田中法律事務所)、辻淳子弁護士(辻法律特許事務所)、岩井久美子弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業)の3名のコメンテーターと各国のパネリストを交えて、事前に各国のパネリストから提出された仮想事例の回答に対する解説や、質疑応答・意見交換などが行われました。



記念撮影（「商標権侵害に関する民事訴訟」の登壇者）

② 模倣品に対する行政上のエンフォースメント

カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの行政機関職員をパネリストとして招き、パネルディスカッションを行いました。

まず、各国のパネリストから、各国における模倣品対策をテーマとしたプレゼンテーション発表をいただきました。その後、黒木宏太教官（法務省法務総合研究所国際協力部）の司会進行の下、黒瀬雅志弁理士（黒瀬IPマネジメント）や各国のパネリストを交え、質疑応答・意見交換などが行われました。



記念撮影（「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」の登壇者）

法務省によるプログラムには、2つのセッションを通じてのべ約1,100人にご視聴いただきました。

登壇者の詳細や当日使用した資料については、下記にて公開していますので、ご覧ください。

また、シンポジウムの様子は、下記YouTubeにて配信されていますので、ご視聴ください。

登壇者の詳細や資料に
ついてはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

シンポジウムの様子は
こちら(YouTube)



※QRコードからアクセスしてください。

特別機動警備隊（^サ ^ー ^ト SeRT）の 熱海市への派遣について

特別機動警備隊（^サ ^ー ^ト SeRT）とは

法務省矯正局特別機動警備隊（Special Security Readiness Team:通称「^サ ^ー ^ト SeRT」）は、矯正施設での非常事態（暴動、逃走、天災事変等）における警備活動、災害復旧その他の救援活動を行うため、平成31年4月1日に創設された矯正局長直轄の部隊です。

SeRTは発足からこれまでに、あらゆる非常事態に対応できるよう、各種訓練を積み重ねてきました。訓練の目的は先に述べたとおりですが、大規模な災害発生時には、訓練の成果を地域支援という形で発揮することができました。1回目は、令和元年10月の台風19号による被害を受けた長野県須坂市への派遣（「あかれんが第67号」に掲載）、そして2回目が令和3年7月1日からの大雨による土砂災害からの復旧支援のため、SeRT隊員（以下、「隊員」とする。）を派遣した静岡県熱海市での活動です。今回は、その熱海市での活動をお伝えしたいと思います。

派遣に至るまで

熱海市では、令和3年7月3日の伊豆山地区における土砂災害発生後、同地区において、捜索関係者による行方不明者の捜索活動が連日実施されましたが、二次災害の危険性を伴う捜索活動現場付近に、捜索関係者以外の人が入り込み、捜索活動が一時中断するなどの事態が発生し、新

たな課題となっていました。矯正局から静岡刑務所を通じて静岡県へ支援の申し入れを行ったところ、熱海市から捜索活動現場周辺警備の支援要望がなされました。同月18日、要望を受けて直ちに、隊員18名及びリエゾンの本部員1名が現地に派遣され、熱海市及び熱海警察署と連携しつつ、主に①立入禁止区域（救助活動区域）の明確化、②立入禁止区域への関係者以外の立入規制、③立入禁止区域周辺の交通規制の3つの支援活動を行い、円滑な捜索活動が行えるよう努めました。

警備活動の様子

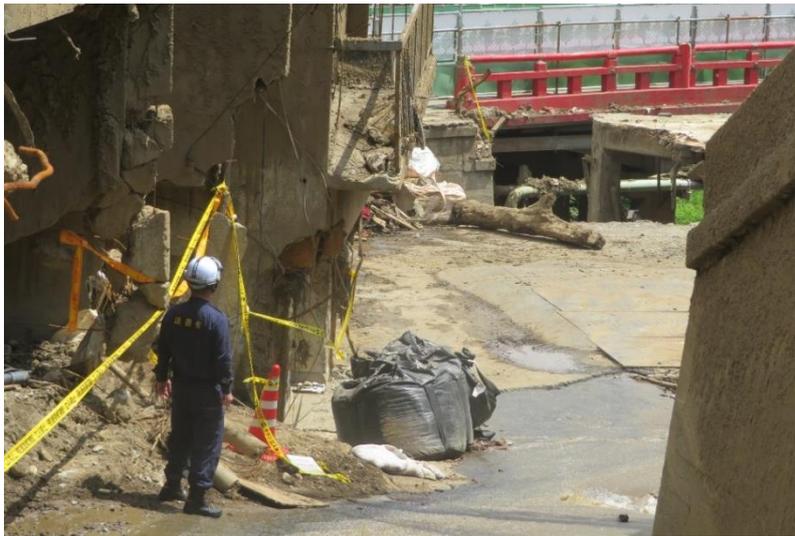
派遣初日は、立入禁止区域の明確化のため、規制線を張るとともに、警備箇所付近の状況確認等を行いました。警備箇所は、被災箇所を両側から警備できるよう、3方面に分けて配置しました。派遣2日目以降は、連日の炎天下の中、午前6時から午後6時までの間、関係機関とも協力の上、警備活動等を実施しました。

警備活動をする中で、隊員は、常に柔軟な対応を意識していました。本来、立入禁止区域ですので、立ち入ろうとする人に対して、一律に立入禁止を告知することも可能ですが、円滑な捜索活動の援助という警備活動の目的を達成できる限りにおいて、被害を受けた地域住民のニーズ、そして気持ちに寄り添うことが第一であると考え、救助活動に支障をきたさない範囲で、自宅まで

付き添うなど安全を確保しつつ、要望をできる限り受け入れることとしました。また、受け入れられない要望については、立ち入ることができない理由を示すなど、丁寧に説明を行い、立入禁止であることを理解してもら

いました。

このような隊員の柔軟な対応は、地元紙である熱海新聞の紙面にも取り上げられるなど、多くの皆さまから感謝の意を表していただけました。



立入制限区域における警備活動の様子



危険箇所の通行規制の様子

これから

サートは、これからも矯正施設における非常事態に備えた多種多様な訓練を積み重ね、災害対処能力向上にも一層力を入れてまいります。そして、訓練で得た知識や技術等を地域から求められることがあれば、最大限発揮し、地域に貢献することができれば、大変嬉しく思います。

アジア研による初めてのオンライン国際研修 (汚職防止) について

1: アジ研の研修とは

国連アジア極東犯罪防止研修所(アジ研)は、国連との協定に基づき、約60年間、開発途上国の刑事司法実務家を対象とした国際研修を実施してきました。従来は、参加者が約1か月アジ研の寮で生活しながら交流を深め、6,000人以上の卒業生のネットワークを築いてきましたが、新型コロナウイルスの流行により海外からの渡航制限が続いているため、令和3年の秋、初めてオンラインでの国際研修を実施することとなりました。

2: 汚職防止に関する研修

今回の研修は、国連腐敗防止条約の効果的実施を支援するもので、令和3年で23回を数えます。テーマは、「高度情報化・国際化社会における汚職の新たな脅威とその対処」であり、電子証拠の収集・分析や、汚職の効果的発見、通報者・証人の保護や国際協力に焦点を当てました。

令和3年9月22日から同年10月18日までの約1か月間、19か国から27名が参加して実施されました。

3: オンライン上の工夫

最大で17時間もの時差の対応として、1日に2回同じセッションを行いました。また、普段の生活を送りながら研修を受ける参加

者のため、1日の参加時間を2時間とし、自分の予定に合わせて事前録画講義をオンデマンド受講した上、質問を提出し、ライブセッションでの質疑応答に臨めるようにしました。講義動画やライブセッションの録画により効果的復習が可能になったのは、オンラインならではのメリットでした。

一方、来日研修のように、いつでも参加者や教官と議論できるよう、オンライン上の質問箱やチャットルーム、バーチャル会議など、時間外の交流の場も設けました。

4: 研修の様子

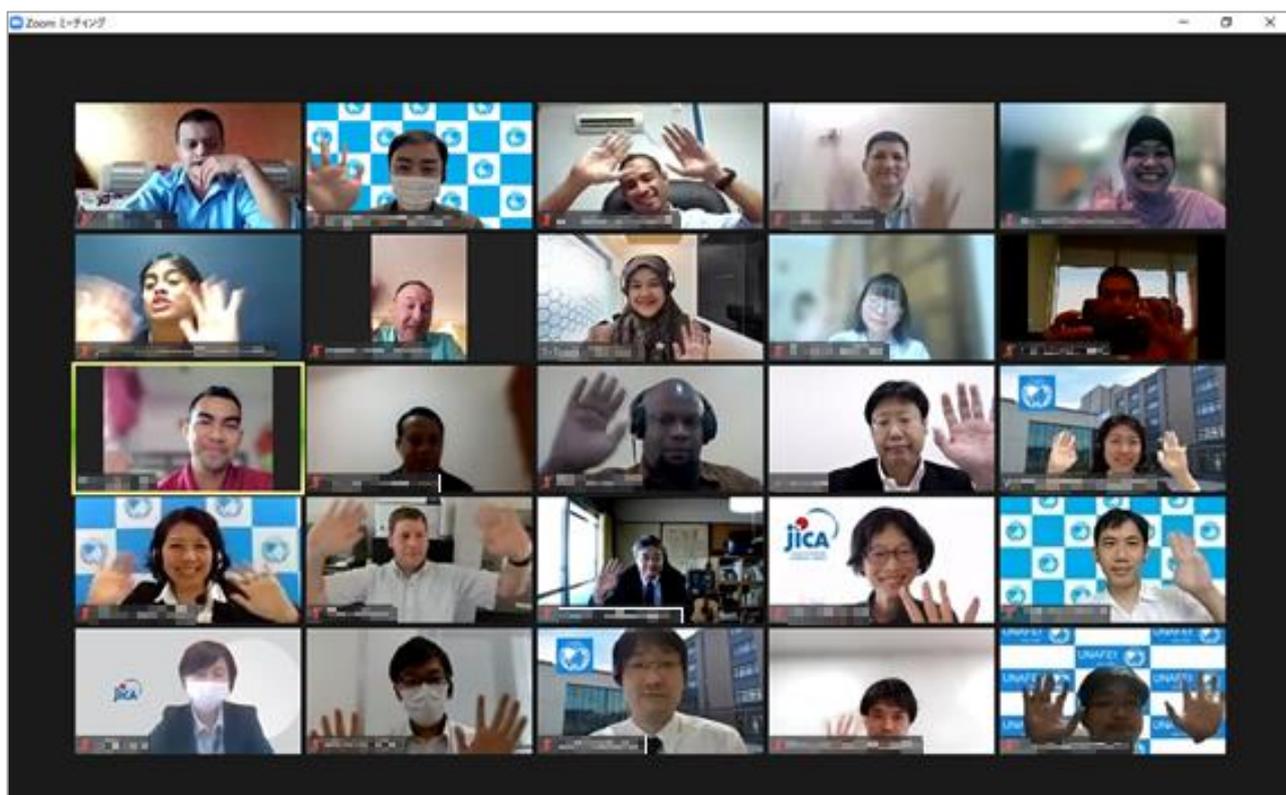
初日に、互いの人となりを理解できるよう自己紹介をし、スタッフは日本の自然や文化も紹介しました。

日本の制度については、アジ研教官から、オンデマンドとライブを併用して講義を行い、続いて、警察庁、米国司法省、シンガポール汚職捜査局からも、国内外の最新の知見につき講義いただきました。外部講義は全てオンデマンドでしたが、ライブでの質疑応答ではいずれも活発に意見が出され、来日研修に勝るとも劣らない白熱ぶりでした。

各班では、参加各国での実務や課題に関する個人発表を行いました(これも全て録画し、異なる班の発表も視聴できるようにしました。)。課題として、電子証拠解析の専門家の不足、通報者保護法制の未整備

といった各国の困難な現状のほか、国内関係機関の連携の難しさや、外国の電子証拠を収集して証拠とする際のハードルなど、各国に共通する問題が指摘された上、成功例・失敗例を問わず様々な実務が共有されるなど、大変有意義な討議が行われました。

最後に、各参加者たちが研修成果の活用につきアクションプランを発表し、まとめました。



第23回汚職防止に関するオンライン研修の様子

5:おわりに

参加者からは、対面でぎっくばらんな情報交換もしたかったが、多くの知識を得られ有益だったという感謝の声が寄せられました。スタッフ側も、毎朝画面に向かってあいさつしていた1か月が終わると寂しく感じられ、バーチャルな場でも、同じ時間を共有して真剣に議論した一体感は、かけがえのない絆を生むと感じました。

こうして、初のオンライン研修は盛況の内に幕を閉じました。今後もオンライン形式の活用が見込まれますが、さらにバージョンアップを図り、世界の刑事司法がより良くなるお手伝いを続けてまいります。

未来の国際協力人材求む！

インターンシップについて

法務総合研究所国際協力部(ICD)は、独立行政法人国際協力機構(JICA)等関係機関と協力しながら、アジア諸国に対して、法令の起草支援や司法関係者の人材育成支援等の法制度整備支援を行っています。

ICDでは、このような法制度整備支援に携わるICDの業務を知ってもらうことを目的とし、インターンシップを受け入れています。令和3年は、8月30日から9月10日にかけて、大学院生向けのインターンシップと大学生向けのインターンシップを各5日間ずつ実施しました。

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全てオンラインでの実施となり、学生の皆さんに直接お会いしてICDの活動を見てもらうことができなかったことは残念でしたが、オンラインの強みを活かし、インドネシア、ラオス、カンボジアでのセミナー等の活動をオンラインで傍聴してもらい、短時間で複数の国との活動に参加してもらうことができました。

このほかに、学生の皆さんには、様々な講義を通じて法制度整備支援の基本を学んでもらった上、ICD教官の業務を体験してもらうために、ある架空の国における裁判官の能力向上を目的とした法制度整備支援プロジェクトの立案を体験してもらいました。

この架空の国のプロジェクト立案は、その国の法曹養成や裁判の現状などに関する資料などに基づいて、どこに問題や課題があるのか、また、それをどのような手段で解

決めるのかについて、プロジェクト立案手法を用いて、自分なりの視点を持って分析してもらうことが狙いでした。

学生の皆さんには、最終日にその検討結果を一人ずつ発表してもらったのですが、皆さんのプロジェクト案にはそれぞれ個性があり、素晴らしいものでした。

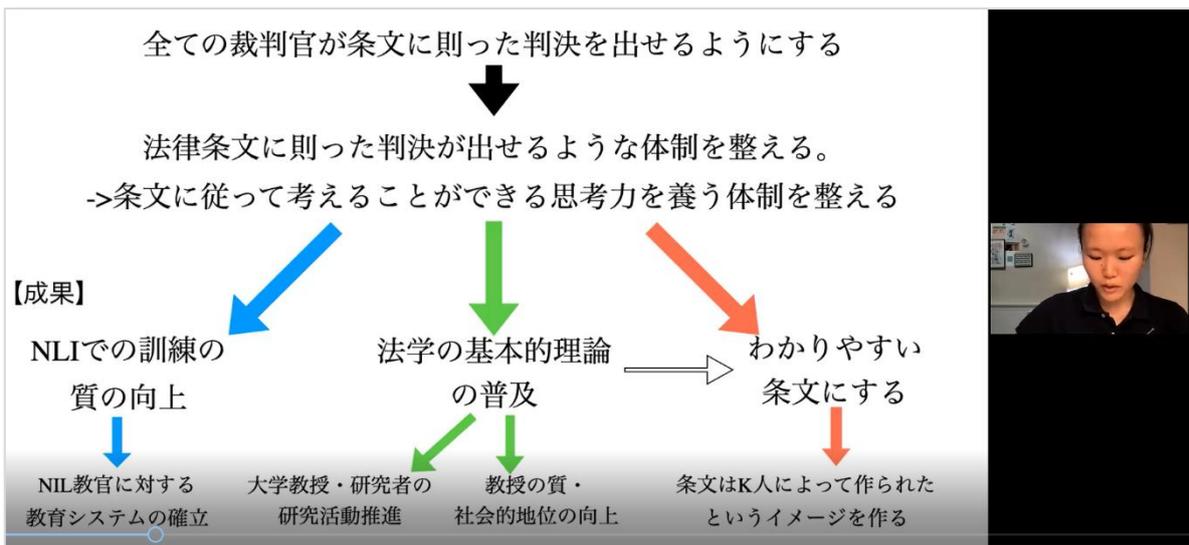
裁判官の能力を向上させるために、裁判官を養成する教育機関の教育改善をプロジェクトの中心にする案や、大学の法学教育に根本的な問題があると考え、その改善をプロジェクトの中心とする案など、様々な案が出されました。プロジェクトの内容に関しては、それぞれに独自の視点を持って論理的によく検討されていましたし、パワーポイントなどを駆使して分かりやすく発表した学生が多く、そのプレゼンテーション能力の高さにも驚かされました。

インターンシップ終了後、学生の皆さんからは、「法整備支援についてより深く知ることができ、魅力を感じた。」、「国際協力の業務のイメージが明確になり、勉強するモチベーションが上がった。」などの感想が寄せられました。

今回参加してくれた皆さんのような、熱意ある優秀な若者たちが、将来の法制度整備支援を担ってくれることを心から願っています。



学生の発表の様子①



学生の発表の様子②

国際協力人材育成研修について

ICDでは、インターンシップのほかに、法制度整備支援業務に将来携わる人材を育成するために、法務・検察職員を対象に、平成21年から毎年1回、「国際協力人材育成研修」を実施しています。

平成21年から令和2年までの同研修参加者合計71名のうち13名がICD教官となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年はオンラインで研修を実施しましたが、令和4年以降においては、同感染症の感染状況を見極めた上で、国内での集合研修に加え、海外での研修も実施する予定です。

お答えします

～インターネット上で誹謗中傷を受けた場合、
どうしたらいいの？～

Q1 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合、どうしたらいいの？

■人権相談(プロバイダ等に対する削除要請)

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さなどから、インターネット上の誹謗中傷の問題は深刻化しており、個人の名誉毀損やプライバシー侵害などの人権に関わる様々な問題が発生しています。これらの問題に対応するために、国や民間の機関で様々な相談窓口が設けられています。困ったときは以下の相談窓口案内に沿ってご相談ください。

法務局・地方法務局では、インターネット上で人権侵害の被害に遭われた方からの相談を受けて、プロバイダ等への人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行っています。また、このような助言によってもご自身で削除を依頼することが難しい場合や自ら削除を依頼してもプロバイダ等に応じてもらえなかった場合などには、法務局・地方法務局が調査を行い、違法性を判断した上で、プロバイダ等に対する削除要請も行っています。

相談窓口のご案内



※QRコードからアクセスしてください。

インターネット人権相談
窓口(24時間受付)



※QRコードからアクセスしてください。

インターネット人権相談

検索

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん
0570-003-110

Q2

法務省では、インターネット上の誹謗中傷をなくすために
どんな活動をしているの？

■SNS等による人権侵害に関する啓発コンテンツの発信

SNS事業者団体や総務省と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しています。

このサイトでは、SNSを利用する全ての方に向けて、誰かを傷つけないために、書き込みや投稿をする前に考えてほしいこと、そして、もしもSNS上で誹謗中傷などの被害に遭った場合の対応として、書き込みの削除を依頼する方法や相談窓口の案内などを掲載しています。



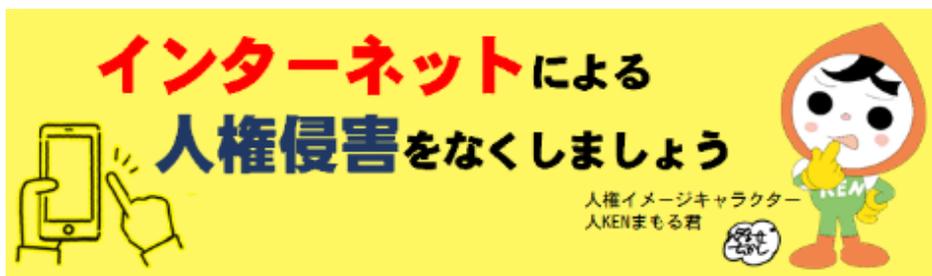
啓発コンテンツサイト



※QRコードからアクセスしてください。

■その他の様々な活動

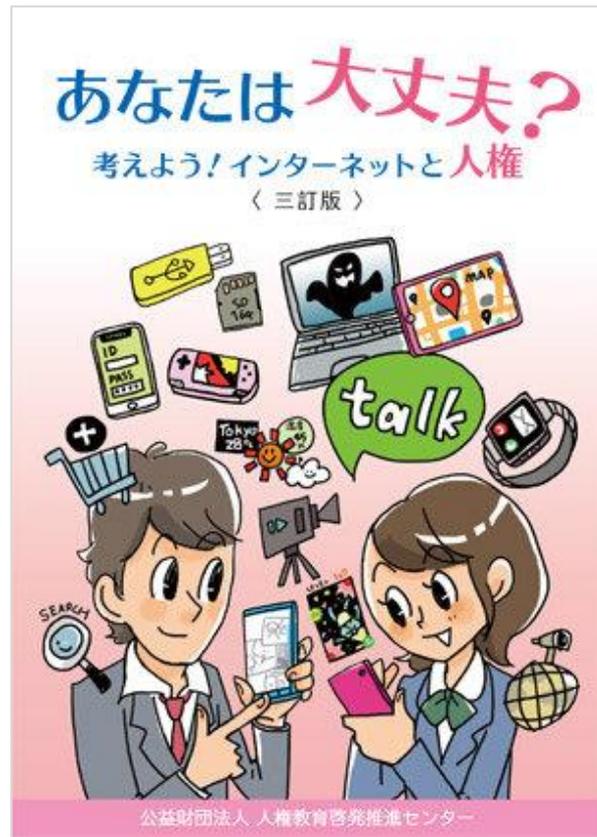
若者に人気のアプリ「TikTok」と連携した人権啓発動画の配信や、携帯電話会社等のスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室の開催、啓発冊子や啓発動画の作成・配信、シンポジウムの開催(オンライン)など、様々な活動を行っています。



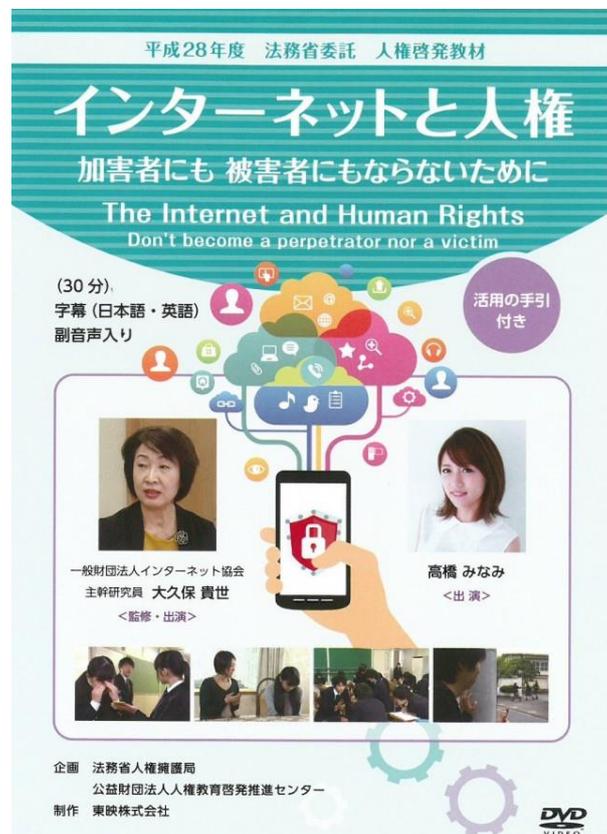
法務省人権擁護局
ホームページはこちら



※QRコードからアクセスしてください。



啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈三訂版〉



「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」

記者が行く！

～法務省の新しいキャラクター「トウキツネ」～

【記者】

皆さま、こんにちは！

今回は、法務省に新しく仲間入りした不動産登記推進イメージキャラクターの「トウキツネ」について、担当者にお話を伺ってきました。

記者

トウキツネ、もふもふしていてかわいいですね！でもなぜキツネなのですか？

担当者

トウキツネは、「登記(トウキ)」と、動物の「キツネ」を掛け合わせて付けられた名前です。なぜ「キツネ」かという、かわいらしくて親しみやすい動物であるということに加えて、不動産登記制度では土地を一筆、二筆・・・といった形で「筆」という単位を使って数えることから、キツネのしっぽが「筆」のような形をしていることと掛けて、「キツネ」が選ばれました。トウキツネはデザインからイラスト作成まで職員が手掛けたんですよ。



【チャームポイント】

- ・大きくてふかふかのしっぽ
- ・耳や胸元にあしらわれた「登記(トウキ)」の「ト」の字

【特技】

- ・しっぽを使った習字
- ※たまに墨汁を付けすぎて飛び散ることも・・・

記者

しっぽで字が書けるなんて器用ですね！しかも私より字がきれいです・・・。

キツネは神社でまつられていたり、昔話でいじわるな役として出てきたりと、私たちにとっては身近な存在ですよね。トウキツネはどのようなキツネなのでしょう？

担当者

子どもが大好きで、穏やかな性格をしています。昔話に出てくるキツネとは違って、正直者で、人をばかすことはありません。

「不動産登記」という、ちょっと一般的にはなじみが少なく、とっつきにくい制度を皆さまに知っていただきたいという熱い思いも胸に秘めています。

記者

不動産登記・・・ですか。確かに聞き慣れない言葉ですが、どのような制度なのでしょう？

担当者

不動産登記とは、「この土地や建物は自分のものです」ということを公に示すものです。不動産登記と聞くと、「なんだか難しそう・・・」「自分には関係ない・・・」と思う方も多いと思います。しかし、相続が起きて土地や建物の所有者が変わっているのに登記がされていないと、誰のものなのかわかりません。その結果、災害からの復旧・復興が進まないといった社会問題（所有者不明土地問題）が起きているんです。

現在、国内の土地のおよそ22パーセントがこの所有者不明土地といわれています。これは、九州本島の面積と同じくらいで、しかも、年々増えているといわれています。

記者

九州と同じですか！？それは大問題ですね。

担当者

そうですね。そんな問題を解決するために令和3年4月21日に成立した新しい法律のことを広く知っていただくとともに、国民の皆さまにとって実は大きく関わりがある不動産登記制度について、より親しみやすく、皆さまにも身近なものとして捉えていただきたいとの思いから、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」は誕生したのです。

記者

トウキツネもこれから忙しくなりますね。今後の活躍に期待します！

所有者不明土地問題についてもっと知りたいという方は、ぜひ以下のページものぞいてみてくださいね。（「所有者不明」で検索すると、同じウェブサイトが出てきます！）

「所有者不明土地の解消に向けた
民事基本法制の見直し」ページはこちら



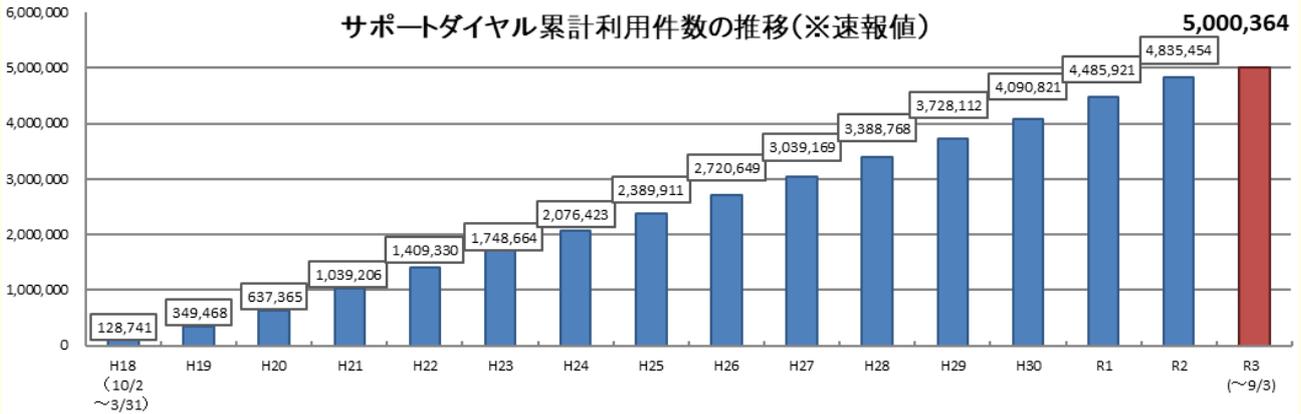
※QRコードからアクセスしてください。

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.55

～ 法テラス・サポートダイヤル利用件数 500 万件突破！～

令和3年9月3日、法テラス・サポートダイヤルの利用件数が、業務を開始した平成18年10月2日からの累計で500万件を突破しました。

■ 法テラス・サポートダイヤルには数多くのお問合せをいただいています



例えばこんなお問合せをいただいています。



コロナで住宅ローンの支払いが厳しくて、どうしたら？



先月、父が亡くなったんですが、相続って、何をしたら？

法的トラブルでお困りの際は法テラスにお問合せください！

法テラス・サポートダイヤルでは、法的トラブルを抱えてお悩みの方の問題に対し、解決に役立つ情報を電話やメール等で無料でご案内しています。どなたでも何回でもご利用いただけます。

利用の流れはこちらを参照ください。

[ご利用の流れ | 法テラス \(houterasu.or.jp\)](http://houterasu.or.jp) ※法テラス公式HP



【法テラス・サポートダイヤル】

おなやみなし

お電話はこちらから **0570-078374**

(平日9時～21時 土曜9時～17時 ※祝日・年末年始を除く)

※別途通話料が発生します。

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
[「法テラス公式Twitter」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第53号】

特集：「18歳から成年に！」
表紙・インタビュー
：鈴木福さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページから登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

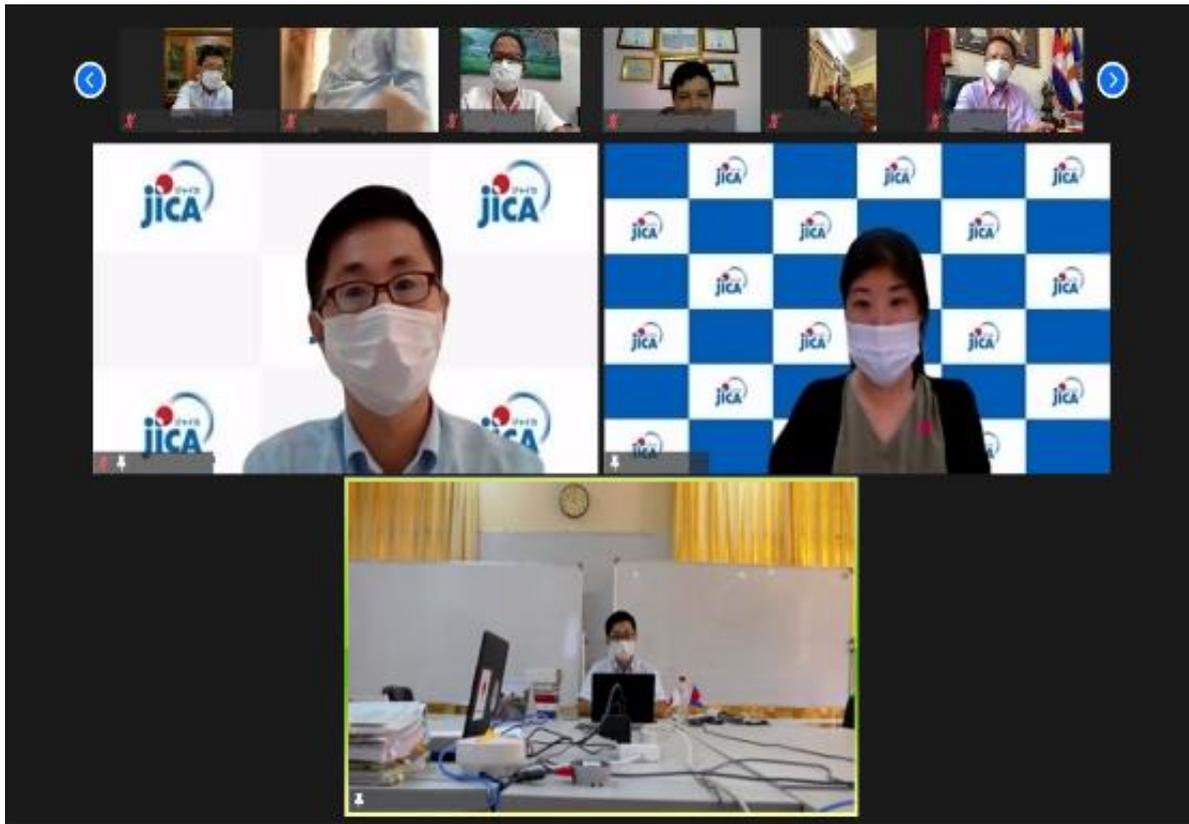
カンボジア長期派遣専門家
金納 達昭

日本のカンボジアに対する法整備支援の歴史は古く、平成8年に開始してから現在まで25年間にわたり続いています。これまでに、日本の支援により、民法や民事訴訟法といった重要な法律が成立しました。もっとも、法整備支援の活動は、法律が成立したからといって終わりではありません。現地の方々が、成立した法律を理解し、正しく運用できるように手助けすることも、法整備支援の重要な活動の一部です。

私は、カンボジアの裁判官や弁護士の方々と一緒に、カンボジアでよくある類型の民事事件について、訴状や判決書等の書式例を作る活動をしています。これらの書式例を活用することにより、カンボジアの法律家の間で民法や民事訴訟法の理解が進み、適切な訴訟手続が行われることを期待しています。これらの書式例は、完成したもののから順番に、裁判官を対象としたセミナーで周知されるほか、司法省のホームページでも公開されています。

上記のセミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催をすることが難しい時期もありましたが、令和3年8月にオンラインで開催することができました。セミナーのテーマは民事執行と民事保全で、関連する書式例と手続が紹介されました。参加者からは実務上の問題点について様々な質問や意見が寄せられましたが、特に印象に残ったのは、過去に法整備支援の活動に関与した経験がある裁判官が積極的に発言してくれたことです。法律の起草支援のようにわかりやすいものではないですが、現地の法律家が法整備支援の活動を通じて知識を深め、活躍していくことも、法整備支援の重要な成果の1つだと感じました。

法整備支援の活動は、法律の起草支援から法律を活用できる人材の育成まで多岐にわたり、成果が現れるまでに時間がかかるものも少なくありません。しかし、現地には自国の司法をよりよいものにしようという熱意を持った法律家がたくさんいます。私達は、そのような法律家と協力しながら、カンボジアの司法を改善するため、日々活動を続けています。



オンラインセミナーの様子①



オンラインセミナーの様子②

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.11

～庁舎管理室総務係，経理係，警備係，施設・設備係～

係 名：庁舎管理室総務係，経理係，警備係，施設・設備係
所 属：大臣官房会計課

Q1 庁舎管理室ってどんな仕事？

中央合同庁舎第6号館（以下「6号館」と表記）は，A，B，C3棟の高層ビルと赤れんが造りの赤れんが棟で構成され，法務本省含め12庁の国の機関が入居しています。赤れんが棟は，明治政府が招へいしたドイツ人のエンデとベックマンが設計したもので，建築物として歴史的価値が高く，国の重要文化財の指定を受けています。

庁舎管理室では，この6号館庁舎における施設・設備の保全管理や保安警備を始めとする維持・管理に関する業務全般を受け持っており，皆さんが快適に執務等できるよう側面から支える役割を担っています。



防災センター(検査ゾーン1階)

Q2 最近のトピックスは？ (力を入れていること，重要課題)

6号館は竣工後30年以上が経過し，経年劣化の影響で設備配管からの漏水など様々な不具合が生じており，当室全体で，これら不具合の改善に取り組んでいます。

また，地球温暖化対策として，庁舎内電灯の減灯やLED化の推進，適切な室温管理に配慮した冷暖房運転に努めているほか，供給電力についても再生可能エネルギーを含めた契約内容に見直しを進めており，更なるCO2削減対策に取り組んでいます。



警備室モニター(法務ゾーン1階)

Q3 庁舎管理室のやりがいて何？

前述のとおり、当室は後方支援の要素が多く、一見地味なイメージではありますが、担当業務が多種多様であり、幅広く会計業務を経験できることにはやりがいを感じています。

また、単なるルーティーン業務ばかりではなく、地震等の自然災害や情勢の変化にも臨機応変な対応が求められるほか、入居庁の円滑な業務遂行のため、維持・管理に関する調整等を担う機会も多々あって、その都度、大切な役割を果たしていると実感しています。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください

当室が一丸となり、入居庁の協力を得ながら、コロナ禍における6号館の感染防止対策に取り組んだことです。具体的には、「1階・地下エレベーター前における消毒用アルコールの設置」、「職員及び来庁者に対する赤外線サーモグラフィ装置による検温の実施」及び「人が密集する場所の利用方法の変更(利用時間等の制限)」などが挙げられます。



消毒用アルコール(法務ゾーン地下1階エレベーターホール前)



赤外線サーモグラフィ装置(法務ゾーン1階ほか)